

綜藝種智院について

高橋俊乘

一

平安時代初期に私學と稱せられるものは數少くない。その中で藤原氏の勸學院、王氏の辨學院、橘氏の學館院は皆朝臣の名族が各々一族の子弟に學問させた所であつた。和氣氏の弘文院もさうであつた。稀には他家の子弟を入れたやうなことも有つたと見えて、朝野群載卷八に高橋朝臣宗廣なるものが初學南曹而久味風月と見えてゐる。南曹は詳しくは大學南曹と言ふべく、勸學院の事である。高橋氏は孝元天皇の皇子大彥命の後であつて、藤原氏とは全く別の氏である。藤原氏の一門でない高橋宗廣が南曹に遊んだ事は勸學院設立の趣旨から言へば、常道を外れたものである。尤も右の事は後鳥羽天皇の元永三年(紀元一七八〇年)の文書に見えてゐる事であつて、既に官立の大學の衰頹した後の出來事であるから、元來は藤原氏一門の爲に創設した學舎にも、一部分を公開して、大學寮衰微のために學問するに困つてゐる熱心

な青年を收容するやうになつたかも知れない。しかし宗廣は後越算道、更傳、乘除(朝野群載卷八)へたのであるから、彼は勸學院に在籍した後に更に大學の算道に學んだものである。故に大學は全く閉鎖されて居たのでは無い。とにかく勸學院等に他氏の子弟を入れたのは稀に有つたことで、例外の事であつた。

氏に關せず一般の熱心なる青年を收容して學習させたのは、先に奈良時代末に石上朝臣宅嗣が創めた芸亭と、空海が建立した綜藝種智院との二つあるのみであつた。芸亭は續日本紀卷三十六によると書籍を置いて讀みたいものには自由に讀ませたやうに書いてあるから、文庫であつて學校では無からうと言ふ人も有らう。固より今日の學校とは餘程趣を異にしてゐるから、むしろ圖書館の部類へ入れた方が今日の眼から見れば正しいのであらうけれども、和氣氏の弘文院だつて日本後紀卷八によると、和氣朝臣廣世が

大學南邊以私宅置弘文院、藏內外經書數千卷、懇田四十町、永充學料、以終父志焉。へたと記してあるから設備は芸亭とよく似てゐる。その上に空海は芸亭を先例と考へ、これを眞似て彼の院を建てた事は空海の著作たる綜藝種智院式並序によつて知り得る事である。もつと明瞭な例證をあげるなら、平安時代初期の大儒賀陽朝臣

豊年は石上宅嗣の高第であつた。宅嗣は豊年を迎へ禮待周厚、屈芸亭院數年之間博究群書めさせたのである(日本後紀卷二十四)。これらの理由によつて芸亭は一種の學舎と見た方が當つてゐるやうに思はれる。

又右の弘文院、勸學院、非學院、學館院等はそれごとく大學の別曹となつてゐる。弘文院については此の院の事を最も古く記した日本後紀によると別曹であつたといふ確證はないから、大學の別曹であつたと斷言するわけには行かないが、和名抄や西宮記には別曹と明言してゐるし、院の創設者は大學の別當であつて大學の南隣にわざわざ院を置いたのであるから、別曹であつたと認めてよからうと思ふ。別曹とはざつと今日の寄宿舎に近い意味を持つてゐた言葉であつた。大學の衰へた後は別として、大學の盛大な頃は此等別曹の學生は院で寢食をとり、自習をなし、講義は大學で聞く事になつてゐたらしい。これについては昨年六月の本誌に大要を述べておいたから再説をしない。たとひ別曹を他の意味に解するにしても大學と密接なる關係のあつたことは疑ふべからざる事である。大學とは全く關係なく、獨立した私學は芸亭と此の綜藝種智院のみであつた。

綜藝種智院に關する史料は極めて乏しく、僅かに空海が自ら撰んだ綜藝種智院式

並序と東寶記との二書あるのみである。就中この式序は空海の自撰ではあるが、浮華な駢儷文であるから、我々の知らうとする意味が朦朧として居つて捉へにくい缺點があるし、東寶記は鎌倉時代の末、東寺の學僧杲寶の著であるが、まゝ信用の出來ない記事も交つてゐるので、此の院の研究は餘程不便なる状態にある。

綜藝種智院の名は佛敎にては顯敎と密敎とを併せ兼ね、此れに儒を加へ、三敎綜通して智識を成就させようといふ趣旨から來てゐるのであるが、承和十二年の民部省符によれば略して綜藝院とも言つたやうである(東寶記第六)。其の設立の本意は

大唐城坊々置閩塾普敎童稚縣々開鄉學廣導青衿是故才子滿城藝士盈園今是華城但有一大學無有閩塾是故貧賤子弟無所問津遠方好事往還多疲今建一院普濟
 矇矓不亦善哉。

と式序に述べてある通りで、これは世間周知の事實である。

二

院の位置は、式序に、有左九條宅地餘二町屋則五間東隣施藥慈院西近真言仁祠とあるので推想できる。即ち此の院は左京の中で九條と八條との間にあつたのである。

又この町とは長さでなく地域の町であるが、それも今日の段別とは違ふ。平安都制に於ける地域の單位である。例へば八條と九條との間の中央に九條坊門(又唐綺とも言ひ今は僧叢)小路を通じ、更に各々の間に小路を通じ、全體を四等分してある。この區劃と同じ幅でこれら東西の通路と直交するやうに南北の通路を走らしてある。かうして出來た小さい地域の方眼、即ち小路で圍まれた小さい正方形の地を町といふ。

施藥院は拾芥抄に

藥院、唐橋南、室町西云々。施藥院同所也。東五條、藤氏先祖、申納諸國藥種、養病人所也。とある。その地圖には室町から西洞院へ互つて示してある。元來施藥院は天平二年(紀元一三九〇年)光明皇后の御願によつて病人を養ふために設けられたものである。一時衰亡したのを平安時代に復活して、東五條や唐橋あたりに設けられたものである。

綜藝種智院の位置は式序によつて施藥院の西にある筈である。その位置は山城名勝志卷五に

舊跡在九條坊門南、油小路西、稻荷社旅所南也。

と註してある。これが其の舊跡に關する通説である。ところが右註記のすぐ次に

土人云、元此地在長見寺。秀吉公築洛陽總土堤、時遷今在西九條村。

とある。此の總土堤は普通に御土居おどみと稱し、秀吉の時に京都の外圍に繞した一種の城壁であつて、今も所々に其の跡を残してゐる。南京都では鹽小路以南は油小路の少し東を走り、唐橋を過ぎてから西折し、堀川を渡り、東寺の少し東手から南へ曲つて九條通へ出で、東寺の南を西走し、四塚から北へ折れるのである。長見寺はもと油小路より東、西洞院より西にあつた寺で、(故實叢書中古 京師内外地圖)これが御土居建造の線に當るから移轉したのである。この寺が名勝志の明言する綜藝種智院の跡に在つたとすれば、院も西洞院から西に在つたと見なければならぬ。又名勝志の挿地圖では施藥院を拾芥抄の地圖の如く室町より西、西洞院より東と示してある故、綜藝種智院の位置を右の如く西洞院より西と考へ直すべきであつて、油小路西では當らない。かく考へ直すと式序の東隣施藥慈院の句に適合して來るのである。



式序の出來たのは淳和天皇の天長五年(紀元一四八八年)十二月十五日である。この年を以て院を建立した年に擬する人が多いが、それは疑はしい。式序の文中に建立し

た年を明記して居ないから、何年に着手し何年に落成したか、すべて不明であるが、或はそれ以前では無かつたかと思ふ。式序に

貧道有意濟物、竊庶幾三敎院。

とあるから、設立の志が早くからあつた事は確であらう。

かの施藥院は天平二年設立後一時中絶したものと見えるが、それが天長二年十二月再興された(皇年代略記、皇代記)と見えて、この時に施藥院使司以下の有司を置いたことが傳

へられてゐる(類聚國史百七)。又藤原冬嗣は晩年に食封千戸を割いて施藥院と勸學院とに施入したことがある(續日本後紀卷六)。恐らく冬嗣の寄進した施藥院と天長二年再興の施藥院

とは同一のものであらうと思はれる(帝王編年記)。もしこの施藥院にして九條唐橋にあつ

た施藥院即ち綜藝種智院の東隣にあつた施藥院を意味するものならば、綜藝種智院は天長二年以後の建造にかゝるものである。併し此れは幾分の確實性があることを許しても、尙疑を殘しておくべきものであつて確かにかうと斷定は出来ない。

又式序によれば空海はこの院の敷地を辭納言藤大卿から貰つたのである。この人は抑も如何なる名乗を持つ人であらうか。辭納言とはもと大納言か中納言か少納言かに任ぜられてゐたのを辭したといふ事である。卿とは(一)八省の長官をさす

か(二)に三位以上の諸官に任せられし者但し攝關大臣は公といふを指す。大中納言は卿であるが、少納言は從五位下相當で、殿上人の最下位である故勿論卿ではないし、前少納言の稱呼を存したまふ他の官職に就くとすれば、必ず從五位下より下の官職に就くべき筈であるから、六位以下に下り、尙更卿ではない。故にこゝの辭納言は大納言か中納言を辭したことゝなる。天長ごろにかゝる人を藤原氏中より探してみると、前中納言藤原三守一人しかゐない。これ古來こゝの藤原大卿を以て藤原三守に當てる所以である。

藤原三守は弘仁五年(紀元一四七四年)式部大輔に任せられ、左右兵衛督に歴任し、同七年參議に拜し、同十二年正月三十七歳にして從四位權中納言に任せられ、同十四年五月中納言に轉じ、正三位を加へられたが、寵命を加へられた嵯峨天皇が國を皇弟淳和天皇に譲られたによつて、上表して致仕し、十一月廿二日聽許せられたから、退いて嵯峨院に於て上皇に近侍した。その時の様子を公郷補任には

今年四月、後太上皇擇重嚴嶺之上、凝慮姑射之浪、乃錙銖萬乘、閑居一院。納言以審邸之舊臣、又貪煙霞之幽賞、固辭武官、解劍殿上。輒者爲之落淚、識者慙其雅量。天皇知難強許之、但猶帶權中納言、令侍上皇院。

とある。天長三年七月前中納言のまゝ刑部卿に任せられ、やがて同五年三月大納言に拜せられ、翌閏三月兵部卿を兼ねたのである。これは綜藝種智院式並序の出来た天長五年十二月から九箇月前である。然るに式序にはまだ辭納言とある。三守から院の敷地を譲り受けた程に親しかつた空海が式序脱稿以前九箇月に既に三守が前中納言から類稀なる昇任してゐた事を知らぬとは頗るいぶかしい事では無いか。空海は天長五年のころ遠國を旅行したといふ傳はないから、京都の事情にうとくなつてゐたやうにも見えぬ。大體は東寺に居つたやうである。尙山形縣米澤市上杉神社所藏の國寶紙本墨書の綜藝種智院式並序は從來空海の自筆本と傳へられてゐたが、それは種々考證の結果疑問に附せられてゐるけれども、空海入寂後ほど遠からぬ時代に門人の誰か書いたものであらうと信じられてゐる(文部省編日本國寶全集第三輯の說明)。その古本にも式序の奥書の年月は右の通りになつてゐるから、天長五年十二月なる年月は信頼しうるものである。

従つて三守の大納言に拜せられた年月と式序成立の年月との間に妙な行違が出てくるのであるが、これは恐らく院の設立が三守の大納言に任せられる以前に出來た事件であるから、辭納言と書いたものであつて、院設立の後何年か立つてから式

序を書いて文章による形式を整へたものでは無からうか。かう考へると、式序の文章を餘程はつきり解しうるやうに思はれるのである。式序によれば空海は敷地だけを貫つて、後に學舎を建てたのではなく、建物と敷地とを併せて貫つたのである。もと三守と其の一族が九條の地に邸宅を構へてゐたが、不用に歸したから、之を學舎となす意志で以て空海に寄進したものであつたらしい。さきの芸亭と言ひ、弘文院と言ひ皆私宅を捨て、學院としたものであるから、三守も此の先例に倣つたものであらう。

これは式序の文から直接に推論しうることであるが、尙他の方面からも同じ結論に達することが出来る。第一に此の院の敷地は他の私設の學院に比して非常に大きい。官設の大學寮と大差なき敷地をもつてゐるのである。大學よりも盛大となつた事のある勸學院さへ一町であつた。然るにこの院は二町以上である。これはもと三守のやうな大官の屋敷であつたと見ることが出来る。次に三守は教育や學問に熱心な人であつた。續日本後紀(卷九)には

三守早入大學、受習五經。中略。立性溫恭、兼明決斷。招引詩人、接杯促席。參朝之次、有一兩學徒、遇諸塗、必下馬而過之。以此當時著稱云々。

彼は當時世に喧傳せられるほどに教學に心を寄せてゐた。丁度弘仁十四年(紀元一四八三年)彼は官位を辭して嵯峨院に侍することゝなつたのであるから彼の邸宅は入用で無くなつた。よつて彼は學舎を設ける爲に空海に寄附し空海は早くから學校を建てたい希望があつたゆゑ喜んで之を貰つたものであらう。式序の中の次の文句は右の推論とよく一致してゐると思ふ。

貧道有意濟物、竊庶幾置三教院。一言吐響、千金卽應。永捨券契、遠期冒地。不勞給孤之敷金、忽得勝軍之林泉。本願忽感、樹名曰綜藝種智院。

また此の院は空海が承和二年(紀元一四九五年)に入定すると間もなく退轉し、天長五年より十餘年にして滅亡した。あまり早く亡んでゐるので果して空海が此の院を開いたかどうかと怪しみ、彼の抱負は空想に終つたのではないかと疑ふ人もある位であるが、もと三守が住み古した家屋を引繼いだとすれば、ざつと半世紀間保持されたのであるから、空海の寂後久しからずして退轉したとしても餘り不自然ではない。彼の芸亭も約五十年續いてゐたのである。(續日本紀には尙存在すと記し、綜藝種智院式には「亡んだ」とあるから、彼此對照すれば推測できる。)

四

よつて此の院は弘仁十四年以後天長五年以前の六年間に出來たことはほぼ認めよからうと思ふ。この間で空海が敷地建物を譲りうけた年を確定することは今日よりは唯空想するほかに方法がないと思はれるがまづ天長二年ごろでは無かつたであらうか。天長三年に刑部卿に任せられてゐるから、邸宅を寄進したのは、それ以前であつたらうと思ふ。又天長二年施藥院再興の事を式序に言ふ施藥院と見るのは正しいとも正しくないとも言へないが、或る程度の確らしさがあると許すとして天長二年ごろに空海が三守より綜藝種智院を引受けたといふ想定とを比べると兩者の年代はほぼ一致させることが出来る。零はいくら重ねても零であるが、少しでも確實性のあるものは多く重ねて夫れづの間に矛盾がなければ次第に確實性を増すわけであるから疑はしいとして妄りに捨てるには及ばないと思はれる。

こゝに東寶記第六の「講說等條々」の中には

高祖大師與右大臣冬嗣公師壇契約不淺。然彼公捨九條宅、永爲勸學院寄進、大師卽號綜藝種智院。

とある。もし右の如く冬嗣が九條の宅を大師に譲つたとすれば院の創立は冬嗣の薨去の年即ち天長三年七月以前となる。けれども冬嗣は一度も納言を辭してゐな

い。大臣は公と言ふべきであるから卿では當らない。故に右の文と式序の文とは合はない。よつて二説を折衷して、院の敷地は元來藤原冬嗣の所有であつたが大師の乞請により冬嗣が之を大師に喜捨したのである。しかしその生前に功を起すまでに運ばなかつたから、三守が冬嗣の志を繼いだものであらうと説く學者もある。(牧野信之助氏著 弘法大師傳の研究)。しかし九條の宅は藤大卿の宅であつて、大卿の宅を空海が譲り受けたと式序に明言してある。又冬嗣と大師とが師檀契約不淺といふのも疑はしい。(一)

昔から各種の大師傳にかゝる語を載せてある。兩者の關係は全く否定も出來ないが、十分に確實とは言へない。弘法大師御傳(下卷)や大師御行狀集記等には

爰右大臣冬嗣、與大師師檀契深、可令警昌藤原氏之山被語申。此時大師與禰寺之内、擇殊勝所、建立南圓堂、奉安置不空羅索。

とあるが、史實か傳説か判別しにくい。今日國寶となつて残つてゐる南圓堂前の燈籠は冬嗣當時のものである事は確であるがその火屋の扉の銘文は空海の撰並に書であると言ひ、或は橘逸勢の書であるとも傳へるが、何等之を裏書する確證はないのである。(東京美術學校著 興福寺大鏡など)。たゞ冬嗣と空海との交際を十分に認めるとしても、綜藝種智院には全く冬嗣が關係しなかつたに違ひない。それほど親しい冬嗣から院の敷地を

貫つたものなら、空海は必ず式序の中に一言も二言もすべき筈であるが、式序のごとくを探しても其れらしい言葉は全くないのである。従つて東實記の此の記事は式序に基いて論じて來た叙述を破る方はないものと思はれる。

註 (一)三浦博士著「歴史と人物」の中の「弘法大師」の章を参照せられよ。

五

以上私は創設年代及び創設の事情を主題として此の院に關する私見を述べて來た。私の執筆の目的はこれで終つたのであるが、なほすこしく以上の目的を論ずるに當つて、いままでに觸れて來た二三の事項を簡單にまとめて筆を擱くことゝしたい。

此の院の教育方針が儒教佛教を兼ね學ばしめる方針であつたことは既に述べた通りである。故に教官には佛教の師と儒教の師とあり、學生も僧俗を併せ收容した。僧侶でも儒學を習ふことを許し、在俗の士も佛經を學ぶことを許し、いづれなりとも心に任せて選擇させた。しかし本體としては言ふまでもなく僧門の者は内典を、俗人は漢籍を主として學習するのである。空海は屢々三教と言つた。これを以て佛

儒道と解し(性靈集抄の如く)又は神佛儒と解するのは誤である。既に述べた如く佛敎の中の顯敎と密敎とを併せ之に儒敎を兼ねる意味で三敎と言つたのである。式序の中には神道や道敎については一言も述べてゐないが、却て次のやうな句がある。

右顯密二敎僧意樂兼通外書。

この院の維持は、寄附行爲によつてゐた事は式序に何回も記述してある。殊に式の最後には

若有意益國利人志求出迷證覺者同捨涓塵相濟此願生々世々同駕佛乘共利群生と述べてゐる。これは當時の多くの寺院學舎と共通なことである。しかし芸亭や弘文院が久しからずして衰滅した如く、此の院も早く滅亡した。天長五年より數へて七年目の仁明天皇の承和二年に空海は入寂した。空海について東寺の長者(管長の意)となつたのは少僧都實惠である。實惠は承和十四年に入寂して、次に僧正眞濟が長者となつた。空海は東寺に居つて綜藝種智院を管理してゐたから、彼の寂後は實惠が管理してゐた。

この院は實惠の時代にその姿を此の世から隠してしまつた。それには種々の原因があつたに違ひない。實惠に空海ほどの手腕も名望も無かつたことも考へられ

る。これは確かに根本の原因であらうと考へられるが、尙他に次の二つを考へることが出来る。

一は學生が少なかったと想像されることである。二は經濟上の困難である。その屋舎は藤原三守の住み古したものであつたことは式序に明記してある。さうすると實惠の時代には、餘程大修繕を要する時代となつてゐたものであらう。それも經常費が十分にあつて絶えず修繕すればよかつたが、經常費も恐らく豊富でなかつたであらう。かの藤原冬嗣の大勢力を以て起した勸學院さへ其の歿後は經濟的壓迫に苦んだのであつて、承和七年に藤原氏の一族が上奏して色々と闕下に訴へてゐる(續日本後紀卷五)。綜藝種智院もまだ藤原三守が生存中は三守も何とか援助したかも知れない。併し彼も承和七年に薨じた。東寺は信仰の爲に榮えても學舎は其の餘潤を蒙らなかつた。これ東實記第六には、將以設經史而備教業配田園而宛支用と考へたが成功しなかつたと記してゐる。

その上に必ず學生は少なくなつたに違ひない。僧侶はそれらの大寺院内に教學機關を持つてゐる。貴族の爲には大學あり、國學がある。空海の頃は大學の最盛時であるが、その頃ですら、大同元年(紀元一四六六年)六月、弘仁三年五月、天長元年八月と三度ほど

大學に入學することを勧める勅命が出てゐる。貴族は皆誰も彼れも入學したものでは無かつたらしい。かゝる時に平民は尙更學問に向はないであらう。従つて綜藝種智院に關する大師の抱負は立派であるが、實質的には當時の世の中には是非必要なもので無かつたかも知れない。空海の時より既に院の學生は少く、その寂後は愈々減少したものであらう。經濟上の維持は困難であつても、學生が多かつたなら、大師の後繼者は其の尊崇する舊師が抱負を注いだ事業につき、ともかく無理をしても學院の命脈を維持したに違ひない。學生の少い學舎は維持しようと思つても出來ない。その上に經費に乏しい。遂に實惠は廢止することに決心したものであらう。

東寶記第六には本稿第四節に引いた引用文のつゞきに

爰大厦之構、修治難續。故檜尾ひのゐ僧都長者之時、門徒相議、沽却彼院、以直錢一千四百貫文、買得水陸田園、寄附當寺。丹波國大山庄寺家子今管領爲傳法會料。

とあるのは當時の事情をよく盡してゐる。檜尾とは河内の觀心寺の山號である。

實惠は此の寺を榮えさせたから、彼を檜尾僧都と言つたのである。傳法會は承和十四年に始つた。當時は妄りに寺院に土地を寄附することを禁じてあつたから承和十二年實惠は寄附を許して貰いたいと願ひ出た。その許可が民部省から下された。

その省符は東寶記第六にも載せてあるが、今は東寺古文卷聚(京大圖書館藏 伴信友筆寫本)から引いて見よう。この書は伴信友が親しく東寺の古文書を視て自ら筆寫したものであるから信賴しうるものである。

民部省符丹波國可_三

永施入東寺田地肆拾肆町佰肆拾步_二 在多記郡

(中畧)少僧都傳燈大法師位實惠奏稱云々。先師故大僧都空海大法師、私建一巖、名曰綜藝院。將以設經史而備教業、配田園而充支用。宿心未畢、人化云々。

少輔從五位下橘朝臣貞雄

從八位上守少錄御船宿禰鯨

承和十二年九月十日

(下畧)

即ち彼院を賣つた代金一千四百貫文を以て丹波多紀郡大山庄四十四町百四十歩を買取つて東寺へ寄附し、傳法會の料に宛てたのである。それ故綜藝種智院の賣拂はれたのは承和十二年以前の事であつた。